

2021年6月11日

株 主 各 位

東京都町田市南成瀬四丁目21番地1

株 式 会 社 T B K

取締役社長 岸 高 明

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法によって、可能な限り事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面（議決権行使書）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年6月28日（月曜日）午後5時15分までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都町田市原町田三丁目2番9号
レンブラントホテル東京町田
地下1階 珊瑚の間 |

（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえご来場ください。）

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項**
1. 第85期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第85期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案** 取締役6名選任の件
第 2 号議案 補欠監査役1名選任の件
第 3 号議案 取締役に対する株式報酬制度改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書面とインターネット行使により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等により、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節約のため、「本招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tbk-jp.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査役会及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告の作成に際して、監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tbk-jp.com/>）に掲載させていただきます。

#### 新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。体調がすぐれない株主様におかれましては、どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。

壇上の当社役員及び本会場のスタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。また、受付前にサーモグラフィーを設置し、体温が高い方や体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tbk-jp.com/>) に掲載いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。



## インターネット等による議決権行使のご案内

行使  
期限

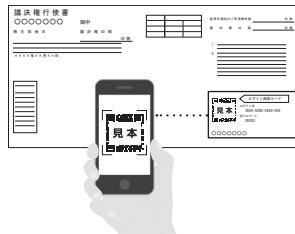
2021年6月28日（月曜日）  
午後5時15分入力完了分まで

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

#### 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



#### 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

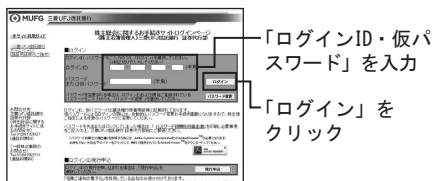
# ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

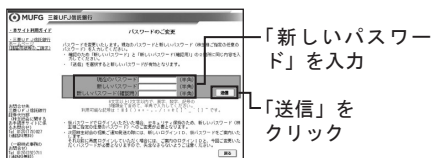
<https://evote.tr.mufg.jp/>

**1** 議決権行使ウェブサイト  
にアクセスしてください。

**2** 議決権行使書用紙に記載  
された「ログインID・仮  
パスワード」を入力しク  
リックしてください。



**3** 新しいパスワードを登録  
する。



**4** 以降は画面の案内に従っ  
て賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネット等のご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

## インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

## (提供書面)

### 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により経済活動が停滞し、景気は急速に悪化しました。国内においても緊急事態宣言の発令を受け、企業収益及び個人消費の急速な縮小や雇用環境の悪化が見られました。足下では、社会経済活動の段階的な引き上げにより、輸出や生産・消費活動に持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染再拡大の懸念により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの関連するトラック製造業界は、普通トラック（積載量4トン以上）の国内登録台数は、85,868台と前年度比で6.5%減少しました。上半期は新型コロナウイルス感染拡大の影響により世界市場全体で大幅に減少したのに対し、下半期では中国に加え日米欧の先進国で一定の回復が見られました。しかしながら、インドやアセアンといった新興国は未だ回復速度が鈍く、弱含みで推移しました。

また、建産機業界においても、新型コロナウイルス感染拡大の影響や、北米、欧州を中心に需要がピークアウトしたことから弱含みで推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、43,956百万円（前年度比14.4%減）となりました。

損益面につきましては、より一層の費用圧縮に取り組んだものの、国内外の売上高減少、材料市況の高騰などにより、営業利益は、644百万円（前年度比48.9%減）となりました。

経常利益につきましては、雇用調整助成金の受給などにより、1,306百万円（前年度比38.3%増）となりました。

上記の事業の状況を地域別に見ますと、以下のとおりであります。

(日本)

日本セグメントの売上高は、上半期の新型コロナウイルス感染拡大の影響による需要減で大幅に減少したものの、下半期は堅調に回復し、26,172百万円（前年度比16.9%減）となりました。

損益面につきましては、生産合理化や費用の圧縮に取り組んだものの、大幅な売上高減少により、同営業利益は、262百万円（前年度比66.1%減）となりました。

(アジア)

タイにおいては、新型コロナウイルス感染拡大は比較的早期に抑え込まれたものの、世界的な景気悪化に起因して、売上高は減少しました。

中国においては、新型コロナウイルス感染拡大が早期に抑え込まれたことに加え、インフラ投資の増強による商用車需要の拡大から、売上高は堅調に推移しました。

インドにおいては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、売上高は減少しました。

以上により、アジアセグメントの売上高は、15,628百万円（前年度比7.9%減）、同営業利益は、813百万円（前年度比4.7%減）となりました。

(北米)

北米事業の収益回復を重要課題に掲げ、生産や品質に絡むコストの正常化に取り組んだものの、新型コロナウイルス感染拡大によるトラック需要の減少により、北米セグメントの売上高は、2,155百万円（前年度比24.7%減）、同営業損失は、279百万円（前年度は、営業損失254百万円）となりました。

このような状況のもと、当社国内連結子会社において、主に設備を対象として将来の投資回収可能性を検討した結果、減損損失として1,505百万円を特別損失に計上しました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純損失は191百万円（前年度は、親会社株主に帰属する当期純損失3,116百万円）となりました。

企業集団の売上・利益概況

| セグメントの名称 |         |                  | 第 84 期<br>2020年3月期 | 第 85 期<br>(当連結会計年度)<br>2021年3月期 | 前年度比       |
|----------|---------|------------------|--------------------|---------------------------------|------------|
| 日 本      | 売上高     | ブレーキ             | 百万円<br>16,698      | 百万円<br>13,809                   | %<br>△17.3 |
|          |         | エンジンコン<br>ポーネント他 | 14,814             | 12,362                          | △16.5      |
|          |         |                  | 31,513             | 26,172                          | △16.9      |
|          | 営業利益    |                  | 772                | 262                             | △66.1      |
| アジア      | 売上高     | ブレーキ             | 5,439              | 5,435                           | △0.1       |
|          |         | エンジンコン<br>ポーネント他 | 11,524             | 10,193                          | △11.5      |
|          |         |                  | 16,963             | 15,628                          | △7.9       |
|          | 営業利益    |                  | 853                | 813                             | △4.7       |
| 北 米      | 売上高     | ブレーキ             | —                  | —                               | —          |
|          |         | エンジンコン<br>ポーネント他 | 2,864              | 2,155                           | △24.7      |
|          |         |                  | 2,864              | 2,155                           | △24.7      |
|          | 営業損失(△) |                  | △254               | △279                            | —          |
| 合 計      | 売上高     |                  | 51,340             | 43,956                          | △14.4      |
|          | 営業利益    |                  | 1,261              | 644                             | △48.9      |

(注) 売上高につきましては、内部売上高を除いた外部顧客への売上高及び各地域における営業利益（営業損失）を記載し、百万円未満を切り捨てた金額としております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、1,926百万円となりました。

中国及びタイを中心とした新規受注・設計変更に伴う設備投資、国内外における生産合理化投資が主なものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達につきましては、経常的な調達のみであり、特筆すべき事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                              | 第 82 期<br>2018年3月期 | 第 83 期<br>2019年3月期 | 第 84 期<br>2020年3月期 | 第 85 期<br>(当連結会計年度)<br>2021年3月期 |
|--------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 ( 百 万 円 )                                  | 51,353             | 53,637             | 51,340             | 43,956                          |
| 経 常 利 益 ( 百 万 円 )                                | 2,156              | 1,554              | 944                | 1,306                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)(百万円) | 1,033              | 1,029              | △3,116             | △191                            |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり<br>当期純損失(△)(円)             | 35.23              | 35.09              | △107.10            | △6.75                           |
| 総 資 産 ( 百 万 円 )                                  | 56,483             | 55,341             | 48,949             | 49,201                          |
| 純 資 産 ( 百 万 円 )                                  | 30,959             | 30,947             | 25,449             | 26,341                          |

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第83期の期首から適用しており、第82期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

2. 前連結会計年度より株式給付信託(BBT)が保有する当社株式を、「1株当たり当期純損失」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社及び関連会社の状況

| 会 社 名                                          | 資 本 金        | 出 資 比 率            | 主 要 な 事 業 内 容              |
|------------------------------------------------|--------------|--------------------|----------------------------|
| (連結子会社)                                        |              |                    |                            |
| 東 京 精 工 株 式 会 社                                | 300百万円       | 100.0%             | ブレーキ部品、ポンプ、エンジン関連部品の製造販売   |
| テ ィ ー ビ ー ア ー ル<br>株 式 会 社                     | 375百万円       | 100.0%             | ブレーキ部品、ポンプ部品、エンジン関連部品の製造販売 |
| 木 村 可 鍛 株 式 会 社                                | 95百万円        | 100.0%             | ダクタイル鋳鉄品、可鍛鋳鉄品、ねずみ鋳鉄品の製造販売 |
| 株 式 会 社 サ ン テ ッ ク                              | 50百万円        | 100.0%             | 機械設計業、金属工作機械製造業、金属加工機械卸売業  |
| T B K 販 売 株 式 会 社                              | 160百万円       | 100.0%             | ブレーキ部品、ポンプ、ポンプ部品の販売        |
| TBKK (Thailand)<br>Co., Ltd.                   | 243百万<br>バーツ | 94.8%<br>(5.6%)    | ブレーキ、ポンプ、エンジン関連部品の製造販売     |
| TBK India<br>Private Ltd.                      | 288百万<br>ルピー | 80.0%<br>(20.0%)   | ポンプの製造販売                   |
| TBK America, Inc.                              | 23百万<br>米ドル  | 100.0%             | ポンプの製造販売                   |
| Full Win<br>Developments Ltd.                  | 15百万<br>香港ドル | 100.0%             | ブレーキライニングの販売               |
| Dongguan Qiaotou TBK<br>Co., Ltd.              | 33百万<br>香港ドル | 100.0%<br>(100.0%) | ブレーキライニング、ポンプの製造販売         |
| Changchun TBK<br>SHILI Auto Parts<br>Co., Ltd. | 78百万<br>人民元  | 100.0%             | ブレーキライニングの製造販売             |
| Tongchuan TBK<br>Auto Parts Co., Ltd.          | 101百万<br>人民元 | 100.0%<br>(100.0%) | ブレーキライニングの製造販売             |
| (持分法適用関連会社)                                    |              |                    |                            |
| Changchun FAWSN TBK<br>Co., Ltd.               | 160百万<br>人民元 | 40.0%              | ブレーキの製造販売                  |

(注) 出資比率の( )内は間接所有割合であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループでは「お客様に喜んで頂く商品をつくり、社会に貢献する」を経営理念に掲げ、社会のニーズを先取りした提案型の営業、製品開発、設計、生産を行うとともに、製品の安全性を高め、しっかりとした品質が保証できるものづくりに真摯に取り組み、広く社会にとって必要な企業であり続けることが、株主の皆様をはじめ、当社を取り巻くすべてのステークホルダーにとって、真の企業価値の向上をもたらすものと考えております。

世界的な合従連衡やそれに伴うサプライチェーンの変動、本格的なCASE (Connected、Autonomous、Shared、Electric) 時代の到来を目前に控え、自動車産業の構造は今後激変していくと考えております。

こうした環境変化への確に対応するため、「第14次中期経営計画」の最終年度を迎えた2022年3月期では、「第15次中期経営計画」に向けて、成長への新たな仕掛け、経営資源の強化、環境・社会への貢献などを進め、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

##### ① 収益力の強化

お客様の海外生産シフトやアジアを中心とした新興国市場の成長が見込まれる中、各地域の市場規模に応じた生産体制の再構築を進め、収益基盤の抜本的な改善に繋げてまいります。

中国においては、合併会社を通じて事業の拡大に努め、タイ・インドにおいては、コロナショックからのいち早い回復を進めるための体制作り に注力してまいります。

一方、アメリカ現地子会社は、品質改善などで一定の成果をあげてはいるものの、未だ黒字化には至っておりません。当社グループ各社と連携し、生産性を最適化することにより早期黒字化に繋げてまいります。

##### ② 先端技術への対応及び開発力の強化

環境経営の一環から、燃費改善・CO2削減に関する技術として、中・小型商用車向けエンジンアシストシステムを自社技術にて開発し、各車両メーカーへの売込みを進めております。また、商用車の中でもxEV（各種電動車）化への動きが顕著であり、冷却・潤滑用電動ポンプの高圧力・高効率化を推進するとともに、サーマルマネジメント（熱コントロール）システムを実現する製品の開発を推進しております。

今後も商用車及び建産機メーカーの動向把握に努め、自社開発、業務提携などによる新製品の開発、拡販に繋げてまいります。

### ③ 収益ソースの拡大

当社グループの技術、ノウハウを生かした新規事業として、2020年度からスタートしたロボット部品製造やロボットの導入支援（SIer）事業を皮切りに、ロボット業界への参入を進めてまいります。

### ④ 経営インフラの整備

コーポレートガバナンスのさらなる強化のため、独立社外取締役を主要な構成員とする、任意の指名・報酬委員会を設置しました。

また、企業の競争力の源泉は人材にあるとの認識のもと、グローバルにも活躍できる、より優秀な人材を安定的に確保・育成できる基盤を構築するための人事制度を導入しております。本制度は、経営幹部やグローバル展開に必要な人材を比較的短期で養成するコースを設置するなど、社員の自己実現や目的意識をもった働き方を推進しております。

上記方針の実行による財務体質の健全化を一層推進し、厳しい環境下ではございますが、グループ全体で総力を挙げて業績の向上に努めてまいります。

## (5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

各種自動車用・産業機械用のブレーキ、ウォーターポンプ・オイルポンプ・電動ポンプ、エンジン関連部品の製造販売。

## (6) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

### ① 当社

|      |           |
|------|-----------|
| 本 社  | 東京都町田市    |
| 福島工場 | 福島県石川郡玉川村 |

### ② 子会社

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 東京精工株式会社                  | 福島県石川郡玉川村 |
| ティービーアール株式会社              | 山形県鶴岡市    |
| TBKK (Thailand) Co., Ltd. | タイ国チョンブリ県 |

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数       | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|
| 2,060 (692) 名 | 70 (△29) 名  |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数     | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-------------|-----------|---------|-------------|
| 370 (112) 名 | △4 (6) 名  | 40.2歳   | 13.3年       |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

| 借 入 先               | 借 入 額    |
|---------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 3,302百万円 |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行     | 2,147    |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行   | 786      |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 76,000,000株
- ② 発行済株式の総数 29,424,635株
- ③ 株主数 15,001名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                                        | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| い す ゞ 自 動 車 株 式 会 社                                                                          | 2,798千株 | 9.54%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行<br>株 式 会 社（ 信 託 口 ）                                                           | 1,945   | 6.63    |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:<br>FIDELITY SR INTRINSIC<br>O P P O R T U N I T I E S F U N D   | 1,800   | 6.14    |
| 朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社                                                                          | 1,610   | 5.49    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行                                                                          | 1,423   | 4.85    |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行                                                                              | 1,423   | 4.85    |
| 三 菱 重 工 エ ン ジ ン &<br>タ ー ボ チ ャ ー ジ ャ 株 式 会 社                                                 | 1,341   | 4.57    |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行<br>（ 信 託 E 口 ）                                                     | 960     | 3.27    |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK<br>FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR<br>S U B P O R T F O L I O ) | 907     | 3.09    |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                                                           | 682     | 2.33    |

（注）1. 持株比率は自己株式（100,211株）を控除して計算しております。

2. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する、取締役（社外取締役を含みます。）及び執行役員向けの株式給付信託（BBT）960,000株は含まれておりません。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

|               | 株 式 数  | 交付対象者数 |
|---------------|--------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | —      | —      |
| 社外取締役         | 1,100株 | 1名     |
| 監査役           | —      | —      |

（注）1. 当社の株式報酬の内容につきましては、16頁「2.（4）②取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

## (2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (3) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2021年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## (4) 会社役員の状況

- ① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

| 氏 名     | 会 社 に お け る<br>地 位 及 び 担 当                                                                                                            | 重 要 な 兼 職 の 状 況              |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 岸 高 明   | 取 締 役 社 長<br>(代 表 取 締 役)                                                                                                              |                              |
| 山 田 健 次 | 取 締 役 常 務 執 行 役 員<br>企 画 ・ 管 理 部 門 統 括                                                                                                |                              |
| 滝 口 利 久 | 取 締 役 執 行 役 員<br>福 島 工 場 長、製 造 部 長<br>国 内 ・ 海 外 工 場 統 括<br>国 内 ・ 海 外 技 術 部 門 統 括<br>生 産 管 理 部 担 当<br>生 産 準 備 室 担 当<br>T P S 推 進 室 担 当 |                              |
| 山 崎 正 之 | 取 締 役                                                                                                                                 |                              |
| 千代田 有 子 | 取 締 役                                                                                                                                 | 千代田法律事務所代表<br>クリナップ株式会社社外取締役 |
| 深 谷 達 大 | 常 勤 監 査 役                                                                                                                             |                              |
| 大 塚 啓 一 | 監 査 役                                                                                                                                 | 大塚公認会計士事務所代表                 |
| 遠 山 彰   | 監 査 役                                                                                                                                 | 菱信データ株式会社代表取締役社長             |

- (注) 1. 取締役山崎正之氏及び千代田有子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役深谷達大氏並びに監査役大塚啓一氏及び遠山彰氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大塚啓一氏は、1982年8月に公認会計士登録をし、長年監査法人にて監査実務に携わるとともに代表社員を務められ、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役山崎正之氏及び千代田有子氏並びに社外監査役深谷達大氏、大塚啓一氏及び遠山彰氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会（委員長及び委員の半数以上を独立社外取締役で構成）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」及び「株式報酬」、変動報酬としての「業績連動賞与」及び「業績連動型株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬としての「基本報酬」及び「株式報酬」を支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(1)業績連動報酬等は、業績連動賞与と業績連動型株式報酬により構成される。

- a. 業績連動賞与は、評価期間の業績及び役位、取締役（社外取締役を除く）の成果等を総合的に判断し、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を業績連動賞与として、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。
- b. 業績連動型株式報酬は後記(2) b の通りとする。

(2)非金銭報酬等は、株式報酬及び業績連動型株式報酬により構成し、職務執行の対価としてポイントを付与する。当該ポイントは、退任時までの累積ポイントを1ポイント＝1株に換算し退任時に給付する。

- a. 株式報酬は、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。また、社外取締役に關しては、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機付けることを目的とする。株式報酬の額の決定方法は、取締役会の決議により決定した役員株式給付規則に基づき、事業年度ごとにポイントを付与する。
- b. 業績連動型株式報酬は、短計業績評価係数及び中計業績評価係数の2つの観点から評価を行う制度とし、短計、中計それぞれの目標値に対する達成率に役位ごとに定めた短計ウエイト及び中計ウエイトを乗じて算出し、事業年度ごとにポイントを付与する。なお、業績評価の指標は、連結営業利益率の目標値に対する達成率を採用する。短計ウエイト及び中計ウエイトや目標となる業績指標とその係数等は、役員株式給付規則に定め、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。
- c. 業績連動型株式報酬の算定方法の内容は以下の通りとする。  
付与ポイント数＝役位ポイント× 短計ウエイト× 短計業績評価係数  
＋役位ポイント× 中計ウエイト× 中計業績評価係数

４．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（５の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、おおよそ次の通りとする。

| 役 位   | 基 本 報 酬 | 株 式 報 酬 | 業 績 連 動 賞 与 | 業 績 連 動 型<br>株 式 報 酬 |
|-------|---------|---------|-------------|----------------------|
| 代表取締役 | 5       | 1       | 2           | 2                    |
| 取締役   | 6       | 1       | 2           | 1                    |
| 社外取締役 | 9       | 1       | —           | —                    |

（目標とする営業利益率を100%達成の場合）

５．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名・報酬委員会にて審議したうえで、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申に基づき指名・報酬委員会の意見を尊重して決定しなければならないこととする。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                | 報 酬 等<br>の 総 額 | 報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 |              |             |                      | 人 数       |
|--------------------|----------------|---------------------|--------------|-------------|----------------------|-----------|
|                    |                | 基 本 報 酬             | 株 式 報 酬      | 業 績 連 動 賞 与 | 業 績 連 動 型<br>株 式 報 酬 |           |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 95百万円<br>(10)  | 80百万円<br>(9)        | 11百万円<br>(0) | —<br>(—)    | 3百万円<br>(—)          | 8名<br>(3) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 20<br>(20)     | 20<br>(20)          | —<br>(—)     | —<br>(—)    | —<br>(—)             | 4<br>(4)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 116<br>(31)    | 101<br>(30)         | 11<br>(0)    | —<br>(—)    | 3<br>(—)             | 12<br>(7) |

(注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。

2. 業績連動賞与にかかる業績指標は、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いであり、その目標値は0百万円で、その実績は644百万円であります。業績連動型株式報酬にかかる業績指標は、連結営業利益率の目標値に対する達成率であり、その目標値は短計では0%、中計では5～7%であり、その実績は1.5%であります。当該指標を選択した理由は、連結営業利益は主たる業務から算出される指標であり、その目標値に対してどの程度達成できたか、株主への説明責任を果たせると判断したためであります。なお、当社の業績連動賞与及び業績連動型株式報酬の算定方法は、「②イ3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）」に記載の通りであります。

3. 非金銭報酬等の内容は、株式報酬及び業績連動型株式報酬であり、割り当ての際の条件等は、「②イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における配布状況は、14頁「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

4. 取締役の金銭報酬限度額は、2013年6月20日開催の第77回定時株主総会において、年額350百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名であります。

（ご参考）

上記とは別枠で、2019年6月20日開催の第83回定時株主総会において、取締役（社外取締役を含みます。）の株式報酬及び業績連動型株式報酬の額を2020年3月末で終了する事業年度から2024年3月末で終了する事業年度末までの5事業年度及びその後を開始する5事業年度ごとに、420百万円（うち社外取締役分10百万円）以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）であります。

5. 監査役の金銭報酬限度額は、2006年6月23日開催の第70回定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）であります。

6. 取締役会は、代表取締役社長岸高明に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に各取締役の報酬額を決定できると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に独立社外取締役を主要な構成員とする、指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

7. 株式報酬及び業績連動型株式報酬は、役員株式給付引当金の繰入額であります。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、2015年6月18日開催の第79回定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び監査役の全員と締結した責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び国内子会社におけるすべての取締役、監査役並びに当社の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

### ⑤ 社外役員に関する事項

#### 1. 取締役 山崎 正之

##### 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

該当事項はありません。

##### 2) 他の法人等の社外役員の兼職の状況

該当事項はありません。

##### 3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

##### 4) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会17回のうち全回出席しました。

また、企業経営等の豊富な経験や見識から、議案の審議に必要な提言を適宜行い、さらに、指名・報酬委員会委員長を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

##### 5) 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

## 2. 取締役 千代田 有子

### 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

千代田法律事務所代表であります。

なお、当社は千代田法律事務所との間に取引関係はありません。

### 2) 他の法人等の社外役員の兼職の状況

クリナップ株式会社の社外取締役であります。

なお、当社はクリナップ株式会社との間に取引関係はありません。

### 3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### 4) 当事業年度における主な活動状況

2020年6月26日就任以降、当事業年度中に開催した取締役会14回のうち全回出席しました。

また、主に弁護士としての専門的な見識から、議案の審議に必要な提言を適宜行い、さらに、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

### 5) 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

## 3. 常勤監査役 深谷 達大

### 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

該当事項はありません。

### 2) 他の法人等の社外役員の兼職の状況

該当事項はありません。

### 3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### 4) 当事業年度における主な活動状況

2020年6月26日就任以降、当事業年度中に開催した取締役会14回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、11回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。

### 5) 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

#### 4. 監査役 大塚 啓一

1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

大塚公認会計士事務所代表であります。

なお、当社は大塚公認会計士事務所との間に取引関係はありません。

2) 他の法人等の社外役員の兼職の状況

該当事項はありません。

3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

4) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会17回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、15回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。

5) 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

#### 5. 監査役 遠山 彰

1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職の状況

菱信データ株式会社の代表取締役社長であります。

なお、当社は菱信データ株式会社との間に取引関係はありません。

2) 他の法人等の社外役員の兼職の状況

該当事項はありません。

3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

4) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催した取締役会17回のうち全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、15回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。

5) 当社の親会社又は親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

## (5) 会計監査人の状況

### ① 名称

有限責任 あずさ監査法人

### ② 報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 64百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 64    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### ③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」（平成30年8月17日最終改正）等を参考に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容や職務執行状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は相当であると判断いたしております。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、当社定款に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての決定内容は、以下のとおりであります。(最終改定 2016年3月22日)

### ①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念及びそれを具体化したコンプライアンス行動指針を定め、当社の取締役及び使用人に、法令、社会規範、企業倫理の尊重、遵守を周知徹底します。

当社グループは、リスク管理・コンプライアンス規則を制定し、それに基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部・工場よりコンプライアンスに関わる事項の報告を受け審議するとともに、重要な事項については当社の取締役会に付議又は報告し、審議、決定する体制とします。また、コンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスの徹底に努め、取締役及び使用人の法令・定款等の違反行為に対しては、リスク・コンプライアンス委員会の勧告に基づき厳正に処分を行います。内部監査部門による監査を実施し、取締役会に対して、コンプライアンスの状況を報告するとともに、その体制の見直しを随時行います。

社外取締役を選任し、取締役会の監督機能の強化、決議の公平性と透明性を図ります。監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び使用人の職務の執行における法令・定款等の遵守状況を監視します。

監査役を通報窓口とする内部通報制度を整備し、法令・定款等の違反行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努めます。

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備、運用を行います。

反社会的勢力を断固として排除、遮断することを全社に周知徹底し、反社会的勢力による不当要求がされた場合には、総務部門を対処部署とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対処します。

## ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書その他の取締役の職務の執行に関わる文書等は、法令及び文書記録管理規則に基づき、適切に保存、管理を行います。取締役会議事録、執行役員会議事録及びそれぞれに付議された資料等をデータベース化し、取締役及び監査役が、これらの情報を必要に応じて随時閲覧できる体制とします。

会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設けるとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適切に開示します。

## ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を目的としてリスク管理・コンプライアンス規則を定め、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行います。

当社グループは、リスク管理・コンプライアンス規則に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部・工場よりリスク管理に関わる事項の報告を受け審議するとともに、重要な事項については当社の取締役会に付議又は報告し、審議、決定する体制とします。

大規模災害の発生に備え、災害時緊急対応マニュアルを制定し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備します。

## ④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。

決裁規則を定め、重要性に応じた意思決定を行い、また、執行役員会を設置する等、意思決定を迅速化します。執行役員会は代表取締役社長の業務執行を補佐するため、検討・決議を行います。

会社の組織機能や運営基準を経営組織規則及びグループ職務分掌規則に定め、業務を効率的に遂行します。

取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの目標を設定し、実績を管理します。

**⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

**イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社は、グループ会社管理規則を定め、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の当社に対する報告体制を明確にするとともに、決裁規則に基づき、当社における事前承認事項及び報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングします。

子会社は、経営目標や経営課題の達成状況をグループ経営会議において当社に対し報告し、子会社の経営状況、重要課題の遂行状況が適宜把握できる体制とします。

**ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を目的としてリスク管理・コンプライアンス規則を定め、グループ内で発生することが想定されるリスクを把握し管理する体制を整備します。

子会社は、リスク管理に関わる事項をリスク・コンプライアンス委員会へ報告し、重要な事項については当社の取締役会において報告、審議する体制とします。

**ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、必要に応じて当社取締役及び使用人を子会社に派遣し、子会社の取締役の効率的な業務執行を監督します。

子会社の意思決定について、グループ会社管理規則及び決裁規則に明文化し、それぞれ重要性に応じた意思決定を行います。

**二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念及びそれを具体化したコンプライアンス行動指針を定め、子会社の取締役等及び使用人に、法令、社会規範、企業倫理の尊重、遵守を周知徹底します。

子会社はコンプライアンスに関わる事項をリスク・コンプライアンス委員会へ報告し、重要な事項については、当社の取締役会において、報告、審議する体制とします。

**⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役は、内部監査部門の要員に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命ずることができます。監査役よりその職務を補助すべきその他の補助者の配置の求めがあった場合は、監査役と協議のうえ人選を行います。

監査役の補助者に関する人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の了解を得るものとします。

監査役の補助者は、その職務を遂行するに当たって、監査役の指揮、命令にのみ服します。

**⑦当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告します。

当社は、監査役を通報窓口とする内部通報制度の運用により、法令、定款又は社内規則に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に関わる通報について、監査役への適切な報告体制を確保します。

子会社の取締役等及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を発見した場合は、直ちに直接又は当社の子会社担当部署を通じて当社の監査役に報告します。

当社は、内部通報制度の適用先に重要な子会社を含め、子会社における法令、定款又は社内規則に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に関わる通報について、監査役への適切な報告体制を確保します。

監査役は、当社及び子会社の取締役等又は使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負いません。

社内通報規則に基づき、内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを当社及び内部通報制度が適用される重要な子会社に明示し、周知徹底します。

**⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

**⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役が、取締役会、執行役員会及びグループ経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる体制を確保します。

監査役が、代表取締役、社外取締役、会計監査人、内部監査部門とそれぞれ適宜に意見交換できる体制を確保します。

**(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制についての運用状況の概要は、以下のとおりであります。

**①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成を目指して、当社及びグループ各社の取締役及び使用人に対し、当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念やそれを具体化したコンプライアンス行動指針について、その主要部分を掲載した「グループ行動指針」（小冊子）を配布するなど、その浸透を図りました。

弁護士を講師として役員向けのコンプライアンス研修を実施し、また、当社グループ国内各社の使用人を対象に、コンプライアンス行動指針に関する勉強会を実施しました。

代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、社内通報やリスク管理・コンプライアンスに関する重要事項に関し、各所管部署から報告を受け、対応を検討しました。また、半期ごとに取締役会に対し、コンプライアンスの状況やコンプライアンスリスクの管理状況について報告を行いました。

業務監査室による労務や情報管理等の内部監査を実施し、その結果を定期的にリスク・コンプライアンス委員会及び取締役会に報告しました。

取締役会の監督機能の強化を目指し、取締役会の下部委員会として社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会を適宜開催しました。

5件の社内通報が寄せられましたが、すべて軽微な内容で適正に処理を行いました。

反社会的勢力を断固として排除、遮断することを全社に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応をコンプライアンスリスクとしてとらえ、リスク・コンプライアンス委員会にて検討を行い、取引先との契約に反社会的勢力排除条項を追加するなどの対応を行いました。

## ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関わる文書等は、所管部署が適切に保存、管理を行いました。また、株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録及びそれぞれに付議された資料等をデータベース化し、取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧しました。

## ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの業務執行に関わるリスクの把握と管理を行い、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備に努めました。

代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、リスク管理に関する重要事項に関し、各所管部署から報告を受け、対応を検討しました。また、半年ごとに取締役会に対し、リスク管理の状況について報告を行いました。

大規模災害の発生に備え、部品材料等のサプライチェーンの状況について、適宜把握・管理できる体制を整備し、運用しました。また、大規模地震の発生を想定した避難訓練を本社及び工場にて実施しました。

## ④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度により、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行の責任を明確化しました。また、決裁規則を定め、重要性に応じた意思決定を行う等、意思決定を迅速化しました。

取締役会は、中期経営計画を策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの目標を設定し、実績を管理しました。

**⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

**イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社は、グループ会社管理規則を定め、子会社の自主性を尊重しつつ子会社の当社に対する報告体制・報告事項を明確にしておき、子会社の重要な意思決定については、当社の決裁規則に基づき、当社の所管部署を通じて、事前承認申請又は報告を受けました。

また、子会社は、経営目標や経営課題の達成状況を、当社が原則として半期ごとに開催するグループ経営会議その他の会議において報告しました。

**ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

子会社は、リスク管理の状況を、必要に応じ当社のリスク・コンプライアンス委員会に報告しました。

また、子会社のリスク管理に関する事項のうち重要なものを、当社は取締役会に報告しました。

**ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社の取締役及び幹部社員を子会社に派遣し、取締役や主要な管理職に就任させることにより、子会社の取締役の効率的な業務執行を監督、補助しました。

子会社はその意思決定に当たり、当社のグループ会社管理規則及び決裁規則に基づき、所管部署を通じて、重要性に応じ事前承認申請又は報告を行いました。

**ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成を目指して、グループ各社の取締役及び使用人に対し、当社グループのコンプライアンスに係る基本方針であるコンプライアンス基本理念やそれを具体化したコンプライアンス行動指針などについて、その主要部分を掲載した「グループ行動指針」（小冊子）を現地語に翻訳、配布するなど、その浸透を図りました。

子会社は、コンプライアンスの状況を、必要に応じ当社のリスク・コンプライアンス委員会に報告しました。

子会社のコンプライアンスに関する事項のうち重要なものを、当社は取締役会に報告しました。

- ⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役から特段の要請はありませんでした。

- ⑦当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社又は子会社の取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた事項について、速やかに監査役に報告しました。

監査役を通報窓口とする社内通報制度の運用により、社内通報に関し、監査役への適切な報告体制を確保しました。社内通報規則に基づき、社内通報をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことをすべての使用人に対し周知徹底を図りました。

- ⑧当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じた費用について、監査役の請求に基づき速やかに処理を行いました。

- ⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、執行役員会及びグループ経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べました。また、監査役は、代表取締役社長、社外取締役、会計監査人、業務監査室長とそれぞれ適宜に意見交換を行いました。

監査役会の要請により、監査役会、監査役会と会計監査人との意見交換、監査役会と社外取締役との意見交換の開催時に業務監査室長が同席するなど、監査役に対し、コンプライアンスやリスク管理の状況、内部監査の状況、財務報告に係る内部統制の評価状況等について、業務監査室長が適宜情報提供や意見交換を行いました。

#### (8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付け、長期的に安定した収益基盤・健全で効率的な財務基盤を確立した上で、安定配当の継続と収益状況に応じた利益還元をすることを基本方針としております。

上記方針のもと、剰余金の配当は、親会社株主に帰属する当期純利益を基準に、中長期的な収益状況を勘案した上で、配当性向30%を目安としてまいります。

なお、当事業年度の期末配当金につきましては、2021年5月13日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染拡大の影響による受注減少があったものの需要は回復していくものと想定し、1株につき普通配当3円と決議いたしました。

#### (9) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部           |               | 負 債 の 部                      |               |
|-------------------|---------------|------------------------------|---------------|
| 科 目               | 金 額           | 科 目                          | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>    | <b>24,249</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>15,766</b> |
| 現 金 及 び 預 金       | 4,168         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 5,022         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 13,041        | 電 子 記 録 債 務                  | 2,498         |
| 電 子 記 録 債 権       | 530           | 短 期 借 入 金                    | 5,621         |
| た な 卸 資 産         | 5,271         | リ ー ス 債 務                    | 221           |
| 未 収 還 付 法 人 税 等   | 86            | 未 払 法 人 税 等                  | 108           |
| そ の 他             | 1,160         | 賞 与 引 当 金                    | 657           |
| 貸 倒 引 当 金         | △9            | 製 品 保 証 引 当 金                | 38            |
| <b>固 定 資 産</b>    | <b>24,951</b> | 役 員 株 式 給 付 引 当 金            | 42            |
| 〔有 形 固 定 資 産〕     | <b>18,837</b> | 設 備 関 係 支 払 手 形              | 119           |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 4,815         | そ の 他                        | 1,435         |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 8,499         | <b>固 定 負 債</b>               | <b>7,093</b>  |
| 土 地               | 3,426         | 長 期 借 入 金                    | 2,579         |
| 建 設 仮 勘 定         | 1,038         | リ ー ス 債 務                    | 164           |
| そ の 他             | 1,058         | 繰 延 税 金 負 債                  | 911           |
| 〔無 形 固 定 資 産〕     | <b>426</b>    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 3,221         |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 151           | そ の 他                        | 216           |
| の れ ん             | 210           | <b>負 債 合 計</b>               | <b>22,859</b> |
| そ の 他             | 64            | <b>純 資 産 の 部</b>             |               |
| 〔投 資 そ の 他 の 資 産〕 | <b>5,687</b>  | <b>株 主 資 本</b>               | <b>24,659</b> |
| 投 資 有 価 証 券       | 2,476         | 資 本 金                        | 4,617         |
| 関 係 会 社 出 資 金     | 1,565         | 資 本 剰 余 金                    | 264           |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 70            | 利 益 剰 余 金                    | 20,244        |
| 繰 延 税 金 資 産       | 1,393         | 自 己 株 式                      | △466          |
| そ の 他             | 197           | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>1,260</b>  |
| 貸 倒 引 当 金         | △15           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 603           |
| <b>資 産 合 計</b>    | <b>49,201</b> | 土 地 再 評 価 差 額 金              | 20            |
|                   |               | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 1,001         |
|                   |               | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | △365          |
|                   |               | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>         | <b>421</b>    |
|                   |               | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>26,341</b> |
|                   |               | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>       | <b>49,201</b> |

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額   |        |
|--------------------|-------|--------|
| 売上高                |       | 43,956 |
| 売上原価               |       | 38,955 |
| 売上総利益              |       | 5,001  |
| 販売費及び一般管理費         |       | 4,357  |
| 営業利益               |       | 644    |
| 営業外収益              |       |        |
| 受取利息               | 4     |        |
| 受取配当金              | 54    |        |
| 持分法による投資利益         | 307   |        |
| 助成金収入              | 375   |        |
| 為替差益               | 58    |        |
| その他の               | 136   | 937    |
| 営業外費用              |       |        |
| 支払利息               | 179   |        |
| 支払手数料              | 62    |        |
| その他の               | 32    | 275    |
| 経常利益               |       | 1,306  |
| 特別利益               |       |        |
| 固定資産売却益            | 4     | 4      |
| 特別損失               |       |        |
| 固定資産売却損            | 0     |        |
| 固定資産廃棄損            | 17    |        |
| 関係会社株式評価損          | 7     |        |
| 減損損失               | 1,505 | 1,530  |
| 税金等調整前当期純損失(△)     |       | △219   |
| 法人税、住民税及び事業税       | 207   |        |
| 過年度法人税等            | 11    |        |
| 法人税等調整額            | △255  | △36    |
| 当期純損失(△)           |       | △182   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益    |       | 8      |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) |       | △191   |

# 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                         | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|-----------------------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                                         | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当連結会計年度期首残高                             | 4,617   | 264   | 20,561 | △466    | 24,976 |
| 当連結会計年度変動額                              |         |       |        |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当                             |         |       | △170   |         | △170   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)                  |         |       | △191   |         | △191   |
| 自 己 株 式 の 取 得                           |         |       |        | △0      | △0     |
| 自 己 株 式 の 処 分                           |         |       |        | 0       | 0      |
| 土地再評価差額金の取崩                             |         |       | 44     |         | 44     |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の当連結会計年度変動額<br>(純 額) |         |       |        |         |        |
| 当連結会計年度変動額合計                            | －       | －     | △317   | 0       | △317   |
| 当連結会計年度末残高                              | 4,617   | 264   | 20,244 | △466    | 24,659 |

|                                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |              |                      |                   | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純資産合計  |
|-----------------------------------------|-----------------------|--------------|--------------|----------------------|-------------------|------------------|--------|
|                                         | その他有価証券<br>評価差額金      | 土地再評価<br>差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に係る調整<br>累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |                  |        |
| 当連結会計年度期首残高                             | 38                    | 64           | 396          | △390                 | 109               | 363              | 25,449 |
| 当連結会計年度変動額                              |                       |              |              |                      |                   |                  |        |
| 剰 余 金 の 配 当                             |                       |              |              |                      |                   |                  | △170   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)                  |                       |              |              |                      |                   |                  | △191   |
| 自 己 株 式 の 取 得                           |                       |              |              |                      |                   |                  | △0     |
| 自 己 株 式 の 処 分                           |                       |              |              |                      |                   |                  | 0      |
| 土地再評価差額金の取崩                             |                       |              |              |                      |                   |                  | 44     |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の当連結会計年度変動額<br>(純 額) | 565                   | △44          | 604          | 25                   | 1,150             | 57               | 1,208  |
| 当連結会計年度変動額合計                            | 565                   | △44          | 604          | 25                   | 1,150             | 57               | 891    |
| 当連結会計年度末残高                              | 603                   | 20           | 1,001        | △365                 | 1,260             | 421              | 26,341 |

# 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部           |        | 負 債 の 部                 |        |
|-------------------|--------|-------------------------|--------|
| 科 目               | 金 額    | 科 目                     | 金 額    |
| 流 動 資 産           | 12,525 | 流 動 負 債                 | 9,116  |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,230  | 支 払 手 形                 | 8      |
| 受 取 手 形           | 15     | 電 子 記 録 債 務             | 2,498  |
| 電 子 記 録 債 権       | 289    | 買 掛 金                   | 3,103  |
| 売 掛 金             | 7,157  | 短 期 借 入 金               | 2,250  |
| た な 卸 資 産         | 1,051  | 1年以内に返済予定の長期借入金         | 491    |
| 前 払 費 用           | 43     | リ ー ス 債 務               | 42     |
| 未 収 入 金           | 1,407  | 未 払 金                   | 244    |
| 未 収 還 付 法 人 税     | 68     | 未 払 費 用                 | 108    |
| 関 係 会 社 短 期 貸 付 金 | 233    | 未 払 法 人 税 等             | 21     |
| そ の 他             | 28     | 預 り 金                   | 20     |
| 固 定 資 産           | 14,814 | 賞 与 引 当 金               | 214    |
| 〔有 形 固 定 資 産〕     | 1,612  | 製 品 保 証 引 当 金           | 15     |
| 建 物               | 713    | 役 員 株 式 給 付 引 当 金       | 42     |
| 構 築 物             | 86     | 設 備 関 係 支 払 手 形         | 41     |
| 機 械 及 び 装 置       | 208    | そ の 他                   | 12     |
| 車 両 運 搬 具         | 4      | 固 定 負 債                 | 1,686  |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 166    | 長 期 借 入 金               | 709    |
| 土 地               | 406    | リ ー ス 債 務               | 62     |
| 建 設 仮 勘 定         | 27     | 退 職 給 付 引 当 金           | 913    |
| 〔無 形 固 定 資 産〕     | 46     | 負 債 合 計                 | 10,802 |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 38     | 純 資 産 の 部               |        |
| そ の 他             | 8      | 株 主 資 本                 | 15,937 |
| 〔投資その他の資産〕        | 13,155 | 資 本 金                   | 4,617  |
| 投 資 有 価 証 券       | 2,454  | 資 本 剰 余 金               | 250    |
| 関 係 会 社 株 式       | 4,280  | 資 本 準 備 金               | 250    |
| 関 係 会 社 社 債       | 683    | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 0      |
| 関 係 会 社 出 資 金     | 2,183  | 利 益 剰 余 金               | 11,536 |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 4,382  | 利 益 準 備 金               | 565    |
| 繰 延 税 金 資 産       | 309    | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 10,971 |
| そ の 他             | 162    | 特 別 償 却 準 備 金           | 81     |
| 貸 倒 引 当 金         | △1,300 | 別 途 積 立 金               | 2,000  |
| 資 産 合 計           | 27,339 | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 8,889  |
|                   |        | 自 己 株 式                 | △466   |
|                   |        | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 599    |
|                   |        | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 599    |
|                   |        | 純 資 産 合 計               | 16,536 |
|                   |        | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 27,339 |

# 損 益 計 算 書

（2020年4月1日から  
2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目                     | 金 額   |        |
|-------------------------|-------|--------|
| 売 上 高                   |       | 24,073 |
| 売 上 原 価                 |       | 22,573 |
| 売 上 総 利 益               |       | 1,499  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |       | 1,487  |
| 営 業 利 益                 |       | 12     |
| 営 業 外 収 益               |       |        |
| 受 取 利 息                 | 28    |        |
| 受 取 配 当 金               | 674   |        |
| 助 成 金 収 入               | 165   |        |
| 為 替 差 益                 | 27    |        |
| そ の 他                   | 32    | 927    |
| 営 業 外 費 用               |       |        |
| 支 払 利 息                 | 17    |        |
| 支 払 手 数 料               | 62    |        |
| そ の 他                   | 4     | 84     |
| 経 常 利 益                 |       | 855    |
| 特 別 損 失                 |       |        |
| 固 定 資 産 廃 棄 損           | 1     |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 1,295 |        |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 528   | 1,824  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 （ △ ）   |       | △969   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | △60   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △28   | △88    |
| 当 期 純 損 失 （ △ ）         |       | △881   |

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |                |            |                 |                  |              |                  | 自己株式   | 株主資本<br>合計 |
|-------------------------|---------|-----------|----------------|------------|-----------------|------------------|--------------|------------------|--------|------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |                | 利 益 剰 余 金  |                 |                  |              |                  |        |            |
|                         |         | 資 本 金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 利 益<br>金   | そ の 他 利 益 剰 余 金 |                  |              |                  |        |            |
|                         |         | 資 準<br>備  | 金 本<br>金 金     | 金 金<br>金 金 | 利 益<br>金 金      | 特 別 償 却<br>準 備 金 | 別 積 立<br>金 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |        |            |
| 当 期 首 残 高               | 4,617   | 250       | 0              | 548        | 114             | 2,000            | 9,925        | △466             | 16,988 |            |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                |            |                 |                  |              |                  |        |            |
| 利益準備金の積立                |         |           |                | 17         |                 |                  | △17          |                  | －      |            |
| 特別償却準備<br>金 の 取 崩       |         |           |                |            | △32             |                  | 32           |                  | －      |            |
| 剰余金の配当                  |         |           |                |            |                 |                  | △170         |                  | △170   |            |
| 当期純損失 (△)               |         |           |                |            |                 |                  | △881         |                  | △881   |            |
| 自己株式の取得                 |         |           |                |            |                 |                  |              | △0               | △0     |            |
| 自己株式の処分                 |         |           |                |            |                 |                  |              | 0                | 0      |            |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |                |            |                 |                  |              |                  |        |            |
| 当 期 変 動 額               | －       | －         | －              | 17         | △32             | －                | △1,036       | 0                | △1,051 |            |
| 当 期 末 残 高               | 4,617   | 250       | 0              | 565        | 81              | 2,000            | 8,889        | △466             | 15,937 |            |

|                         | 評価・換算差額等             |       |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------------------|-------|------------------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証券<br>評価差額 | 債 券 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               |                      | 36    | 36                     | 17,025    |
| 当 期 変 動 額               |                      |       |                        |           |
| 利益準備金の積立                |                      |       |                        | －         |
| 特別償却準備<br>金 の 取 崩       |                      |       |                        | －         |
| 剰余金の配当                  |                      |       |                        | △170      |
| 当期純損失 (△)               |                      |       |                        | △881      |
| 自己株式の取得                 |                      |       |                        | △0        |
| 自己株式の処分                 |                      |       |                        | 0         |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |                      | 562   | 562                    | 562       |
| 当 期 変 動 額               |                      | 562   | 562                    | △488      |
| 当 期 末 残 高               |                      | 599   | 599                    | 16,536    |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社T B K

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 端 美 穂 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江 森 祐 浩 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社T B Kの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T B K及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社T B K

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 端 美 穂 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 江 森 祐 浩 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社T B Kの2020年4月1日から2021年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、国内子会社の取締役会に出席するとともに、海外を含む子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## ２．監査の結果

### （１）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### （２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### （３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年 5 月25日

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 株 式 会 社 T B K       | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役 深 谷 達 大 ㊟ |         |
| 監 査 役 大 塚 啓 一 ㊟     |         |
| 監 査 役 遠 山 彰 ㊟       |         |

（注）常勤監査役深谷達大、監査役大塚啓一及び監査役遠山彰は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第 1 号議案 取締役 6 名選任の件

現在の取締役全員（5 名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため 1 名を増員し、取締役 6 名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                  | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | きし たか あき<br>岸 高 明<br>(1953 年 7 月 1 日生)<br>再任                                                                                                                                                                              | 1977 年 10 月 当社入社<br>2008 年 6 月 当社執行役員品質保証部長、品質管理<br>部担当<br>2009 年 10 月 当社執行役員営業部長<br>2012 年 6 月 当社取締役執行役員第一営業部長、<br>第二営業部担当<br>2013 年 4 月 当社取締役常務執行役員第一営業部<br>長、国内事業部門統括<br>2014 年 4 月 当社代表取締役社長（現任） | 37,500 株       |
|            | <取締役会の出席回数及び出席率>（2020 年度）<br>17 回／17 回（100％）<br><選任理由><br>岸高明氏は、当社の代表取締役社長を務め、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括しております。2014 年 4 月に代表取締役社長に就任以来、グループ全体の経営の指揮を執るなど、豊富な経験と知見を有しており、当社グループの経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。 |                                                                                                                                                                                                      |                |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                          | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                | 略歴、当社における地位、担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                          | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                   | やま だ けん じ<br>山 田 健 次<br>(1955年 5 月 29 日生)<br>再任 | 2010年 4 月 当社入社<br>2010年 8 月 当社執行役員総務部長<br>2013年 6 月 当社取締役執行役員総務部長、業務<br>監査室担当<br>2016年 4 月 当社取締役常務執行役員総務部長、<br>企画・管理部門統括<br>2017年 4 月 当社取締役常務執行役員、企画・管<br>理部門統括<br>2021年 4 月 当社取締役専務執行役員、企画・管<br>理部門統括 (現任)                                  | 28, 200株       |
| <取締役会の出席回数及び出席率> (2020年度)<br>17回／17回 (100%)<br><選任理由><br>山田健次氏は、当社及び銀行での経営企画部門及びリスク・コンプライアンス部門の責任者を務めるなど、経営及び財務、コンプライアンスの豊富な経験・実績・知見を有しており、当社グループの経営の推進及びコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。 |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                              |                |
| 3                                                                                                                                                                                                   | てい きょく い<br>丁 旭 威<br>(1959年 5 月 18 日生)<br>新任    | 1994年 4 月 当社入社<br>2006年 2 月 中国事業室長<br>2011年10月 Changchun FAWSN TB KCo., Ltd.<br>副総経理<br>2013年 4 月 当社執行役員<br>2017年10月 Changchun FAWSN TBK Co., Ltd.<br>総経理 (現任)<br>2019年 4 月 当社常務執行役員 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>Changchun FAWSN TBK Co., Ltd. 総経理 | 0株             |
| <選任理由><br>丁旭威氏は、当社グループ会社であるChangchun FAWSN TBK Co., Ltd. の総経理を務め、海外における企業経営に関する経験・実績・知見を有しており、当社グループの経営の推進及び海外事業の強化に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。                                                     |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                              |                |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                           | 略歴、当社における地位、担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当<br>社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | お がた かおる<br>尾 方 馨<br>(1962年12月20日生)<br><div>新任</div>                                       | 1986年4月 当社入社<br>2007年11月 当社経営企画部長<br>2008年6月 当社購買部長<br>2011年10月 TBK America, Inc. 代表取締役社長<br>2015年7月 当社生産管理部長<br>2017年10月 TBKK (Thailand) Co., Ltd. 代表取<br>締役社長 (現任)<br>2018年4月 当社執行役員<br>2019年4月 当社常務執行役員 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>TBKK (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長 | 6,600株         |
| <選任理由><br>尾方馨氏は、購買部門や生産管理部門での幅広い経験を有するとともに、アメリカ、タイの当社グループ会社の役員を務めるなど、企業経営に関する経験・実績・知見を有しており、当社グループの生産性向上と、経営の推進及び海外事業の強化に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。                                                                                                                                                                                                    |                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                    |                |
| 5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ち よ だ ゆう こ<br>千 代 田 有 子<br>(1961年1月14日生)<br><div>再任</div> <div>社外</div><br><div>独立役員</div> | 1992年4月 司法研修所入所<br>1994年4月 弁護士登録<br>2002年1月 千代田法律事務所代表 (現任)<br>2016年6月 クリナップ株式会社社外取締役 (現任)<br>2018年6月 株式会社廣済堂社外取締役<br>2020年6月 当社社外取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>千代田法律事務所代表<br>クリナップ株式会社社外取締役                                                                           | 100株           |
| <取締役会の出席回数及び出席率> (2020年度)<br>14回/14回 (100%)<br><選任理由及び期待される役割の概要><br>千代田有子氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、長年弁護士として実務に携わっており、国内のみならずアメリカでの企業法務における豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から取締役の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化及びコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、社外取締役候補者としたものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き、上記の役割を果たすことを期待するとともに、指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 |                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                    |                |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                     | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                             | 略歴、当社における地位、担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                      | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6                                                                                                                                                                                                                                              | わた なべ しょう ぞう<br>渡 邊 正 三<br>(1955年 1 月 1 日生)<br>新任 社外<br>独立役員 | 1978年 4 月 株式会社太陽神戸銀行入行<br>2007年 4 月 株式会社三井住友銀行執行役員東京<br>中央ブロック部長<br>2008年 5 月 アットローン株式会社代表取締役社長<br>2011年 6 月 プロミス株式会社取締役兼専務執行役員<br>2013年 6 月 ライジングビルメンテナンス株式<br>会社代表取締役社長<br>2017年 6 月 岩崎電気株式会社社外監査役（現任） | 0株             |
| <p>〈選任理由及び期待される役割の概要〉</p> <p>渡邊正三氏は、銀行及び事業会社において、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有していることから、取締役会の機能強化及びコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、社外取締役候補者としたものであります。また、同氏が選任された場合は、上記の役割を果たすことを期待するとともに、指名・報酬委員会委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> |                                                              |                                                                                                                                                                                                          |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 千代田有子氏及び渡邊正三氏は、社外取締役候補者であります。
3. 千代田有子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、千代田有子氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、千代田有子氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、渡邊正三氏が選任された場合、当社と同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、千代田有子氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。また、渡邊正三氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 千代田有子氏の戸籍上の氏名は、中嶋有子であります。
8. 渡邊正三氏は、2021年6月25日をもって岩崎電気株式会社の社外監査役を退任する予定であります。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

第84回定時株主総会における補欠監査役の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

その候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                             | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| あすはた さとし<br>小豆畑 智<br>(1955年4月14日生)                                                                                                       | 1974年3月 東京精工株式会社入社<br>2014年4月 当社執行役員生産管理部長<br>2015年4月 当社執行役員生産管理部長、営業部門担当<br>2016年4月 当社執行役員、国内営業部門・生産管理部担当<br>2016年6月 当社取締役執行役員、国内営業部門・生産管理部担当<br>2018年4月 当社取締役常務執行役員、国内・海外営業部門・生産管理部担当<br>2020年4月 当社取締役参与<br>2020年6月 当社参与（現任） | 23,300株    |
| <選任理由><br>小豆畑智氏は、営業部門・生産管理部門に関する経験・実績を有するとともに、当社において取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有していることから、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、補欠の監査役候補者としております。 |                                                                                                                                                                                                                                |            |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 小豆畑智氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。小豆畑智氏が監査役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 取締役に対する株式報酬制度改定の件

#### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2019年6月20日開催の第83回定時株主総会において取締役（社外取締役を含みます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）今日に至っております。原決議後、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、取締役に株式を報酬として付与する場合には、付与する株式数の上限を定めることが必要となりました。当該改正に伴い、当社は、本制度において対象取締役等に付与されるポイント数の上限を設定いたします（以下、「本改定」といいます。）。

本議案は、法令改正に伴う手続上のものであり、原決議同様、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、また、社外取締役に關しては、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機付けることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知16頁〕をご参照ください）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2013年6月20日開催の第77回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額350百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、本改定後の本制度に基づく報酬を当社の取締役に對して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は5名ですが、第1号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。なお、本議案の決議の効力は、2021年3月1日に遡って生ずるものといたします。本制度は、取締役の報酬のみならず執行役員に関する報酬についても一体として規定しておりますので、「2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報」以下の説明は、両者を合わせた制度に関する説明となっております。

## 2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規則に従って、当社株式が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

|                                                                        |                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本制度の対象者                                                                | 取締役（社外取締役を含みます。）<br>及び執行役員                                                                   |
| 当社が信託に拠出する金銭の上限<br>（下記（2）のとおり）                                         | 5事業年度を対象として720百万円（うち<br>取締役分として420百万円（うち社外取締<br>役分10百万円））                                    |
| 本信託による当社株式の取得方法<br>（下記（3）のとおり）                                         | 取引所市場を通じた取得又は当社の自己<br>株式処分の引き受け                                                              |
| 取締役等に給付される当社株式等<br>の数の上限<br>（下記（4）のとおり）<br>※本議案「取締役に対する株式報<br>酬制度改定」箇所 | 1事業年度当たりのポイント数の上限<br>取締役（社外取締役を除きます。）：<br>193,100ポイント<br>執行役員：141,300ポイント<br>社外取締役：4,700ポイント |
| 当社株式の給付時期<br>（下記（5）のとおり）                                               | 原則として取締役等の退任時                                                                                |

### (2) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2020年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく当社の取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、720百万円 of 金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。本信託は当社が信託した金銭を原資として、当初の対象期間に関して当社株式961,100株を取得しております。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに720百万円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対

象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格といたします。)と追加抛出される金銭の合計額は、本議案により承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加抛出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

### (3) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(2)により抛出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行の実施はいたしません。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり339,100ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は339,100株となります。

### (4) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役(社外取締役を除きます。)及び執行役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規則に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが、社外取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規則に基づき、役位を勘案して定まる数のポイントがそれぞれ付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は193,100ポイントを、執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は141,300ポイントを、社外取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は4,700ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(5)の当社株式の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。))。

また、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(339,100株)の発行済株式総数(2021年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約1.2%です。

下記(5)の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数(1を超えないものとします。)を乗じて得たポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。))。

#### (5) 当社株式の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規則に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（４）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会決議において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規則の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### (6) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

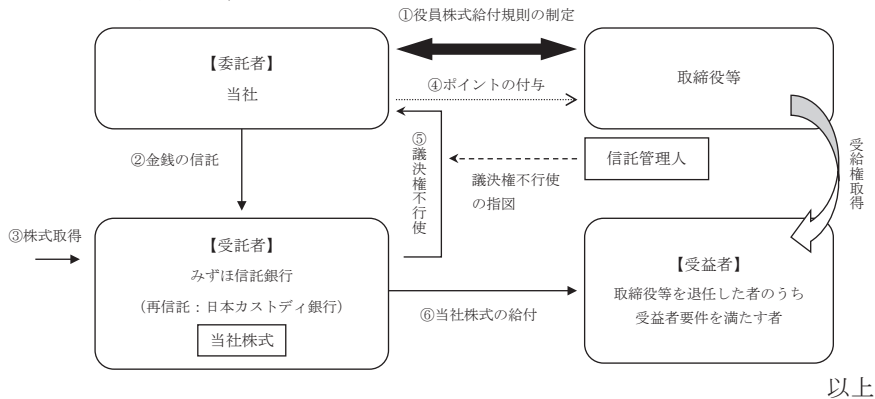
#### (7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規則の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

#### (8) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規則の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（７）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

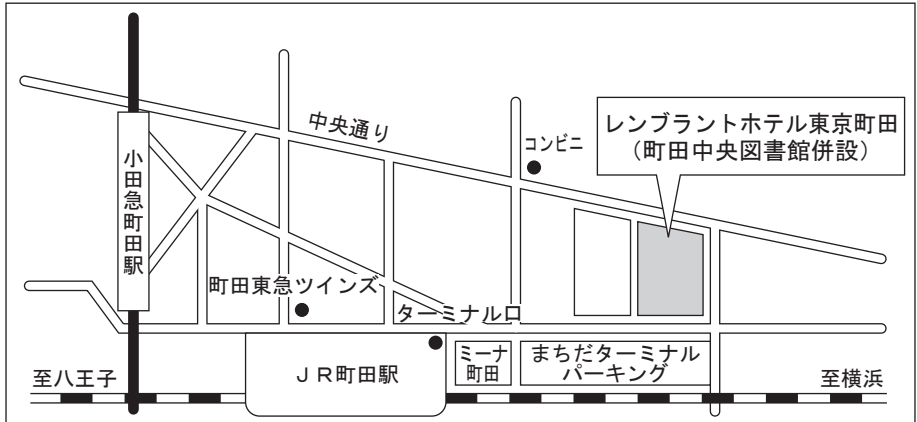
## 株主総会会場ご案内図

東京都町田市原町田三丁目２番９号

レンブラントホテル東京町田

地下１階 珊瑚の間

TEL 042-724-3111



〔最寄駅〕

J R 横浜線 町田駅（ターミナル口）から徒歩約２分

小田急線 町田駅から徒歩約10分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。